

# 乾岔子島事件の背景と関東軍の初期対応

—ソ連砲艇撃沈までを中心に—

笠原 孝太

Kota KASAHARA. A Study of the Background of the Kanchazu Island Incident and the Initial Action of the Kwantung Army —Focusing on Issues up to the Sinking of a Soviet Gunboat. *Studies in International Relations*. Vol.42, Consolidated Edition. February 2022. pp.93-102.

This study clarifies the background of the Kanchazu Island incident, which is a border dispute between Manchuria and the Soviet Union that broke out in 1937, and the initial response of the Kwantung Army. The strategic value of Kanchazu Island and the diplomatic negotiations between the Soviet Union and Manchuria before the incident will be clarified using Japanese historical materials. In addition, Soviet newspaper reports at the time prove that the incident was not a Soviet use of force policy. Finally, we will clarify the state of confusion within the Kwantung Army Command during the initial response stage.

## はじめに

1937年に勃発した乾岔子島事件は、満洲国とソ連の国境だったアムール川（黒龍江）の中州を巡る紛争であり、実態は日ソ国境紛争であった。

事件の概要は次のとおりである。1937年6月19日、乾岔子島に約20名のソ連国境警備兵が上陸して、所在の満人点灯夫、採金夫に退去を命じ、その後上流の金阿穆河島チンアムホウにも約40名のソ連国境警備兵が上陸して満人に立ち退きを要求した。

この出来事を知った日本の参謀本部は、6月24日に次長（今井清中将）電により、関東軍に強い態度を求めた。関東軍は直ちに第一師団に出動を準備させたが、その後参謀本部第一部長だった石原莞爾少将が本格的な対ソ戦への発展を危惧し、今井次長を説得した結果、関東軍に対して武力行使中止を伝達した。

武力行使の準備と並行して行われていた外交交渉の成果により、事態収束の目途も立っていたが、6月30日にソ連の砲艇3隻が乾岔子島及び金阿穆河島の南側水道に侵入し、満洲国側に展開していた第一師団隷下部隊に射撃を加えた。これに対して同部隊は反撃を加えソ連砲艇一隻を撃沈し、一隻に損傷を与えた。

事態は著しく緊迫化したが、日ソ双方が自制したためにそれ以上悪化することはなく、7月2日にモスクワでの外交交渉が成立し、ソ連が国境警備兵を引き上げることを約束し乾岔子島事件は落ち着いた<sup>(1)</sup>。

ソ連砲艇撃沈という重大な結果にはなったものの、本格的な武力紛争には発展しなかったため、乾岔子島事件は他の大規模国境紛争である張鼓峰事件（1938年）やノモンハン事件（1939年）と比較するとその規模は小さい。

こうした理由もあり乾岔子島事件の先行研究は少ないが、この事件はアムール川という国境河川上の紛争だったという点において、他の大規模国境紛争とは異なる特徴がある。したがってその実態を解明することは、当時の日ソ関係の一面を理解する上で欠かすことが出来ない作業である。その作業の第一歩として、本論文では乾岔子島事件で日本軍がソ連砲艇を撃沈するまでの期間に焦点を当てて検討する。

まず、当時乾岔子島が有していた戦略上の価値や事件前に行われた領有権をめぐるソ連側の外交上の抗議から事件の背景を明らかにする。

次にソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した理由として、日本の先行研究で指摘されている「対内

政策説」(後述)について検討する。当時ソ連国内で乾岔子島事件がどのように報じられたのかを調査することで、「対内政策説」の矛盾を明らかにする。

最後に日本側の一次史料と先行研究から、事件勃発当初の関東軍司令部内の対応を明らかにして日本側の事件史研究を進展させる。

本論文は、上記課題の検討により日ソ関係史を構成する乾岔子島事件の部分的解明を試みるものである。

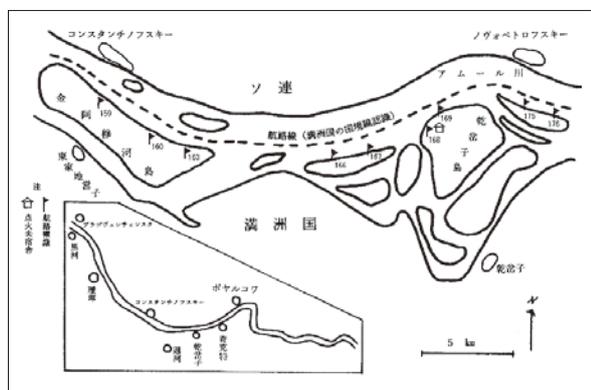


図1 乾岔子島・金阿穆河島周辺及び満洲国の国境認識要図

出典：外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇国境問題」『週報』(第39号, 1937年) 19頁を基に筆者作成。

## 1. 乾岔子島の価値と事件前の抗議

### (1) 戦略上の価値

乾岔子島事件は、ソ連が占領に打って出た理由については諸説あるものの、満洲国とソ連が互いに帰属を主張していた中州を巡る国境紛争であったことに違いはない。

同様の国境紛争として、乾岔子島事件の翌年(1938年)に勃発した張鼓峰事件が挙げられる。張鼓峰事件は、満洲国とソ連が互いに帰属を主張していた峰(張鼓峰)を巡って勃発した、事実上の日ソ紛争であった。張鼓峰事件では、満洲国及び日本とソ連の双方が張鼓峰に戦略的価値を見出していたことが明らかになっており、峰の帰属や国境線問題だけでなく、戦略上の要衝を巡る武力紛争でもあった<sup>(2)</sup>。

張鼓峰事件の研究成果を参考にすると、乾岔子島事件でも乾岔子島と金阿穆河島には帰属問題だ

けではなく戦略上の価値があったと考えられる。そこで満洲国の防衛を担っていた日本と相手であるソ連の立場から両島の戦略上の価値を検討する。

日本は、ソ連が乾岔子島及び金阿穆河島を占領した場合、有事の際にそこから労農赤軍(以下、赤軍と表記)が満洲国に侵入して、霍爾莫津と奇克特の間を遮断し、孫呉方面へ侵攻することを懸念していた(図2参照)。満洲国の防衛を担う日本にとって、赤軍のアムール川渡河作戦の足場になる得る両島が、満洲国に帰属していることは戦略上重要であった<sup>(3)</sup>。

また日本は、当時ソ連が沿海州に強大な航空基地群を保有していたことから、万が一ソ連開戦となった場合、赤色空軍が直ちに日本内地への爆撃を敢行することを予想していた。当然、日本としてはこの企図を阻止しなければならず、そのためには関東軍の主力を逸早く沿海州方面に進出させる必要があった。したがって、満洲国の北部国境方面では、残された最小限の兵力で赤軍の侵入を阻止しなければならなかった。

北部方面で赤軍が侵攻するのであれば、目標は黒河と環珽の二都市であるが、国境要塞だけでは赤軍の侵攻を阻止できないため、関東軍としては奇克特方面からアムール川を渡河して侵攻してくるソ連軍の左側背に迫る必要があった<sup>(4)</sup>。つまり、関東軍も日ソ開戦時の満洲国防衛のために北部国境でのアムール川渡河作戦を想定しており、乾岔子島はその枢軸として戦略上極めて重要だった。

日本側が渡河作戦における戦略的価値を見出していたのと同様に、ソ連側も乾岔子島に対して戦略上の価値を見出していた。ソ連の懸念は日本軍の渡河によるブラゴヴェシチェンスク占領とシベリア鉄道の中断であった。

当時のブラゴヴェシチェンスクは、人口約6万人の都市であり、北部国境地帯における赤軍の根拠地にもなっていた<sup>(5)</sup>。同市の防衛のため、ソ連は満洲事変後の1932年春からブラゴヴェシチェンスク周辺のトーチカ工事に着手し、翌33年9月には主要トーチカ陣地帯を完成させていた。さらに後方陣地を設けるとともに、既設の拠点に対しても鋭意補強策を講じていた<sup>(6)</sup>。

ソ連がブラゴヴェシチェンスクの防御を固めていた理由は、そこが大きな都市だったからだけでなく、シベリア鉄道のアキレス腱になっていたからである。

当時のソ連の用兵の根幹は鉄道だったため、鉄道と国境線が接近する箇所は、おのずと要衝になっていた。ソ連ではシベリア鉄道が東西を横一線に走っていた一方で、満洲国の鉄道は南北を縦に走る線が多かった<sup>(7)</sup>。このためソ連は、鉄道による日本軍の国境地帯への兵力集中と、アムール川渡河によるシベリア鉄道中断の可能性に大きな懸念を抱いていた。中でも満洲国の北黒線は黒河まで伸びており、黒河はアムール川の川幅わずか500mを隔ててブラゴヴェシチェンスクと相対していた<sup>(8)</sup>。

ブラゴヴェシチェンスクにはウスリー鉄道の支線が伸びていることから、同市が日本軍に制圧されれば、ウスリー鉄道を經由して一気にシベリア鉄道が中断されることが予想された（図2参照）。乾岔子島がアムール川の渡河に重要な役割を果たす以上、ソ連としてはその帰属に注意を払わざるを得なかったのである。

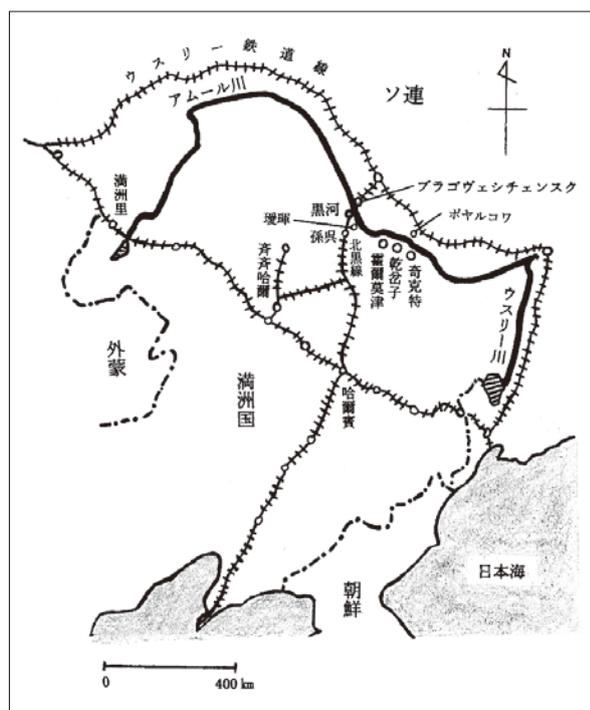


図2 満ソ国境河川及び鉄道要図

出典：防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備ノモンハン事件』（朝雲新聞社、1969年）挿図第七（67頁）及び挿図第四十二（330頁）を基に筆者作成。

このように乾岔子島はただの中州ではなく、日ソ両軍が戦略上の価値を見出していた要衝だったと評価できる。

## （2）事件前の出来事

事件直後、日本の外務省情報部は『週報』（第39号）で、乾岔子島と金阿穆河島には、満洲国の採金夫や漁業従事者が居住しており、そこに生活実態があったことや、1934年9月に満洲国哈爾濱航政局とソヴィエト連邦アムール国立船舶局との間で締結された水路協定第5条に則って、満洲国側が乾岔子島及び金阿穆河島に航路標識を設置したことを説明している<sup>(9)</sup>。

そして乾岔子島には航路標識の管理のために満洲国航政局員が常在していたが、ソ連側もこれらの事実を承認しており、乾岔子島事件が勃発するまで、「嘗て何等の問題も起こったことはなかった<sup>(10)</sup>」と主張している。

こうしたことから、乾岔子島事件は1937年6月19日に、かつて一度も問題になったことがない満洲国帰属の中州にソ連国境警備兵が突然上陸してきた事件として理解されている。しかしながら、実際は当該両島については、事件以前にソ連から満洲国に対して帰属を主張する外交上の抗議が行われており、ソ連は両島について明確に問題意識を持っていた。

管見の限り最も古い記録は、水路協定締結直後の1934年10月1日に駐哈爾濱ソ連総領事代理ニコライ・ライヴィド<sup>(11)</sup>が満洲国外交部特派員施廉本宛に提出した抗議文である。

抗議文では、下記の五つの事例を取り上げて、それらが満洲国中央部の命令に依る地方官憲の計画的かつ組織的傾向を持つ、ソ連領土の不法占領であると注意喚起を行った。

- （一）1934年6月16日7名（白衛兵4名、満洲国人3名）からなる一団がソ連領センヌハ島（乾岔子島）に現れて、同島において採金工作を開始した。
- （二）同年7月20日センヌハ島の東北に当たる一島上に、12名（白衛兵8名、日本人3名、満洲人1名）の武装した一団が上陸した。
- （三）同年9月14日汽船「安寧号」がコンスタン

チノフスコエ村対岸のソ連領ポリショイ島（金阿穆河島）に近付き同島所在のソ連漁夫4名を逮捕し、汽船に連行した上訊問を行った。満洲国官憲は暫時彼らを抑留し、あたかも国境侵犯行為を行ったかの如き調書に署名を強要した。

(四) 同年9月15日午前11時30分、汽船「安寧号」がソ連領マールイ島（乾岔子島東北）に停泊し白系露人6名、日満人各1名を上陸させた。

上陸者は測量工事の執行に着手した。そして同島にいたソ連人民に対して、アムール川の島はあたかも全て満洲国に移譲され、かつ上陸一団は彼等全員を逮捕すべき指令を有する旨声明した。

9月14日のポリショイ島に於けるソ連人の抑留の時も、同一団は上記諸島の占有を決定する満洲国官憲の当該指令を有する旨声明した。

(五) 同年9月18日センヌハ島に約100名から成る満洲国人の大集団が上陸し、島内において大規模な金の洗鉢に着手した<sup>(12)</sup>。

ライヴィドは、満洲国側の国境侵犯の例はこれだけではないが、上記案件は「極めて重大なる意義を有する」事例だとして、施履本に対して「深甚なる注意」の喚起を促した<sup>(13)</sup>。

そして、満洲国官憲による公然たる占領は「極めて深大な不安を醸成する」ことから、原状回復のために満洲国側が「緊急なる手段を採用」するべきだと要請した<sup>(14)</sup>。

この時ライヴィドが当該諸島をソ連領と認識している根拠としたのが、1860年の北京条約の付属地図である。

北京条約では、第一条で清と帝政ロシアの国境をアムール川とすることを確認し、条文内容を地図上に示すことにした。この時ロシア側はアムール川に赤線を引いた地図を用意し、露清両代表がこれに署名調印した。条文では「両国の東部国境は什勒喀、額爾古訥兩河の会流する処より即ち黒龍江に順いて下行し該江の烏蘇里河と会する処に至る其の北辺の地は露国に属し其の南辺の地の烏蘇里河口に至る迄の有らゆる地方は中国に属し<sup>(15)</sup>」とだけ定めており、川のどの部分を国境線が通るかは明示されていなかった。しかし地図上に書き込まれた赤線がアムール川の主要な中州の大部分

をロシア側に取り込むように引かれていたため、同条約を引き継いだソ連は乾岔子島をはじめアムール川の主要な中州の領有を主張した<sup>(16)</sup>。

満洲国は1932年3月1日の『建国宣言』の中で、「中華民国以前各国ト定ムル所ノ条約、債務ノ滿蒙新国領土以内ニ属スルモノハ、皆国際慣例ニ照シ継続承認<sup>(17)</sup>」することを宣布しており北京条約も引き継いでいた。

また日本も1932年3月12日に閣議決定した『滿蒙新国家成立ニ伴フ対外関係処理要綱』の中で、「新国家ト帝国及第三国トノ関係ニ関シテハ新国家ヲシテ既存条約尊重ノ建前ヲ執ラシムル<sup>(18)</sup>」として、満洲国が関係する既存条約を引き継ぐことを認めていた。

ライヴィドは、北京条約を満洲国が引き継いでいることは満洲国自らが建国時に宣言していることだとして、乾岔子島、金阿穆河島、マールイ島がソ連に帰属することは明白であり、国境の不法侵犯は疑いの余地がないと声明した。

また国境における治安保障のために、満洲国政府が当該諸官憲に対して将来において同様の行動を許さないことと、国境侵犯ないし国境における事態を紛糾させる事件を惹起しようとする者を処罰するべきだと主張した。そして、それらの手段を講じなかった場合、この種の国境侵犯によって起こり得るあらゆる結果に対する全責任は満洲国政府が負うべきであると警告した<sup>(19)</sup>。

この時のライヴィドの抗議は、過去の同様の抗議や交渉を振り返ることなく、北京条約の地図の存在を明らかにし当該諸島の領有を主張しているため、おそらく乾岔子島をめぐってソ連が満洲国に外交的抗議を行った最初の出来事だったと考えられる。

次に確認できる記録は、1935年4月1日にソ連総領事館から北滿特派員公署に提出された覚書である。この時もソ連側は、満洲国住民によるソ連領ポリショイ島への数回にわたる不法侵入について抗議した。ソ連側が指摘した具体的な内容は次の通りである。

(一) 1935年2月25日、6名が同島に上陸し柳枝の伐採を行った。

(二) 同年2月27日、同一団は荷馬車4輛を擁して該島に現れ、土房を築造し柳枝の伐採を続行した。  
 (三) 同年3月1日も同島に数名の満人を確認した。  
 (四) 同年3月3日、19名が荷馬車3輛を伴って現れた。  
 (五) 同年3月15日、7名が同島河岸において金の洗鉱を行った<sup>(20)</sup>。

また、この時ソ連側は満洲国住民の該島に対する不法侵入に関しては、前述のとおり1934年10月1日にライゾイドが抗議を行ったが、遺憾ながら満洲国側からの不法侵犯は続いていると声明した<sup>(21)</sup>。

こうした記録から、乾岔子島及び金阿穆河島は乾岔子島事件まで何らの問題もなかった島ではなく、満ソ間の外交問題として取り上げられていた懸案の島だったといえる。

## 2. 「対内政策説」の検討

### (1) 先行研究の二つの説

事件前からソ連が領有を主張していたことが明らかになったとはいえ、ソ連国境警備兵が乾岔子島に上陸した正確な意図は、ソ連側の史料が不足していることもあり未だに不明である。しかしながら、日本の先行研究では二つの説が有力視されている。

一つは主に茂森唯士が主張した「地方的原因説」である。茂森は事件発生直後に二つの論考を発表しており、いずれも事件当時の分析として貴重である<sup>(22)</sup>。

茂森は、乾岔子島事件はソ連中央の深い意図や計画的なものではなく、全く「地方的原因」に起因した紛争だったと論じている<sup>(23)</sup>。茂森の指摘する地方的な原因とは、ソ連側によるポヤルコワ水道の封鎖と満洲国砲艦の強行突破である。

1934年9月4日に満ソ対等の立場で、国境河川に於ける船舶航行の安全を図るために水路協定が締結されたが<sup>(24)</sup>、1937年4月30日付でソ連が一方的に同協定の破棄を通告し、5月13日満洲国が接受した<sup>(25)</sup>。直後からソ連は乾岔子島の下流に位置する都市ポヤルコワの前に浮かぶ三角州の南

側（満洲国側）を通る水路が主水路、すなわち国境であると主張し、三角州と本来の主水路である北側水路（ソ連側、ポヤルコワ水道）を自国の管轄として一方的に封鎖した<sup>(26)</sup>。しかし、この主張および行為は国境河川の自由航行を認めた1858年の璦琿条約に違反するものであり満洲国としては受け入れられなかった。そこで満洲国は5月31日砲艦2隻をもって、ソ連側の航路変更の警告を無視してポヤルコワ水道を突破した<sup>(27)</sup>。

ソ連国境警備隊は結果的に黙許の態度で満洲国の“国境侵犯”を許すことになり、その任務を果たすことができなかった。彼らはその責任を追及されることを恐れ、ポヤルコワ水道の不名誉を挽回するために、乾岔子島と金阿穆河島の不法占領に打って出たという説である<sup>(28)</sup>。

もう一つは、ミハイル・トゥハチェフスキー粛清に関連した「対内政策説」である。乾岔子島にソ連国境警備兵が上陸する直前の1937年6月11日に、ソ連国内ではトゥハチェフスキー元帥以下8名の軍人に対して死刑判決が下され、直後に銃殺された。この粛清は、ソ連内外に大きな衝撃をもって報じられ、世界の注目を集めた。こうしたことから粛清に対するソ連国内の不安や関心を外に逸らすために、乾岔子島の占領が行われたという説である。

この説は、諸論考において様々な考察が加えられているため、主要なものを整理しておく。

平竹傳三は、乾岔子島事件をソ連の「対内政策」と「対外政策」の両面によるものであると論じている。粛清へのソ連人民の注目を外に逸らすための「対内政策」だけでなく、粛清による赤軍の弱体化を疑う国外の声に対して、依然として強力な統制とそれによる積極的行動能力を有していることを宣伝するための「対外政策」の一面もあったと指摘している<sup>(29)</sup>。

稲原勝治は、国内の注意が当局にとって厄介な性質を帯びている時に、それを国外に向ける「対内政策」を政治の常套手段として理解した上で、粛清を行っていたヨシフ・スターリンは内政に問題を抱えていたとみるべきで、乾岔子島のような中州を巡り日本と本格的な大規模紛争になれば、スターリン自身の立場を危うくする可能性があっ

たと指摘している。このことから、リスクを顧みず乾岔子島を占領したことは、当時スターリンが日本に対し戦意なしと見極めていたからだと論じている<sup>(30)</sup>。

一方で嘉治隆一は、アムール川の兩岸は満洲国とソ連の領土として確定されており、そこに疑いや問題が生じる余地はないため、ソ連としては軍事衝突の限度を見極めていたと指摘している<sup>(31)</sup>。確かに係争地が中州だけであれば、相当限定された局地戦が想定される。つまり嘉治の主張をそのまま理解すれば、日本に対し戦意がなかったのではなく、むしろソ連に対し戦意がなかったと解釈できる。

「地方的原因説」と「対内政策説」のいずれも説得力を持つが、日本の公刊戦史『戦史叢書 関東軍〈1〉』では、ソ連の乾岔子島占領の動機について、ソ連が璦琿条約と北京条約によって両島がソ連領であるという自らの主張に対して既成事実を作ろうとしたとみる向きが多いと記述しており、どちらかの説を有力視する態度はとっていない<sup>(32)</sup>。

## (2) 報道からみる「対内政策説」の検証

本稿では二つの説の内、現時点の資料状況から「対内政策説」を検証する。「対内政策説」の検証に有効な手段は、当時のソ連国内の宣伝を考察することである。ソ連が肅清の混乱から人民の注意を逸らしたかったのであれば、僻地の中州を占領するだけでなくその事実を広く人民に報じ、大々的な対日非難キャンペーンを打つはずである。

しかしながら当時のソヴィエト連邦共産党の機関紙『プラウダ』では、乾岔子島事件については、2回しか記事に出ておらずその扱いも小さい。第一報こそ一面に掲載されているが簡潔な紹介のみである。以下記事の全文である。

「いつもの日満の挑発」

ブラゴヴェシチェンスク。6月29日アムール川のシチェフスキー（センヌハ）島地域で日満側の汽艇がソ連国境警備所を射撃した。ソ連国境警備所側の応射後、日満人はアムール川の満洲国側の岸から、ソ連側江岸付近を往復していた我々の国境警備艇に砲撃を開始

し、この船は沈んだ。国境警備艇に乗船していた2名が死亡し、3名が負傷した。日満側の汽艇は我々のいくつかの国境警備艇を曳船し、ソ連側の岸まで届けた。（タス）<sup>(33)</sup>

記事は日満側が先に射撃したようになっていたり、最後は日満側がソ連の汽艇を曳船してソ連側に届けたことになっていたり事実関係に誤認もあるが、第一報としてそこは大きな問題ではない。

重要なのは『プラウダ』の一面に掲載されながら、タス通信の報道を転載しているだけで、そこに何の論評も加えられていないことである。もし乾岔子島事件が人民の扇動目的で準備された作戦だったのであれば、ソ連砲艇の撃沈など格好のプロパガンダ材料になり、ソ連の正当性と日満側の行動を痛烈に非難する一大キャンペーンが行われたはずである。しかしながら『プラウダ』ではそういった様子は全くみられず、いわば地方のニュースとして報じられただけであった。

いくら衝突が小規模だったとはいえ、乾岔子島の占領が「対内政策」であれば、タス通信を転載して概要の報道で終わることはあり得ない。こうした点からみて「対内政策説」の根拠は薄弱といえる。

## 3. 関東軍司令部内の動き

次にソ連国境警備兵が両島に上陸した後の関東軍司令部の対応を考察する。1937年6月19日のソ連国境警備兵の上陸を確認した満洲国軍の江防艦隊は、直ちに関東軍司令部に「ソ連軍の一部が乾岔子島を占領して、当方既設の航路標識を撤去したため、我船舶の通航に支障を生ずるに至った」旨報告した<sup>(34)</sup>。

当時、満洲国の北部国境の防衛を担当していたのは、第一師団（河村恭輔中将）であり、第一師団からも時をほぼ同じくして、関東軍司令部に「更に詳細偵察中」との報告が寄せられた<sup>(35)</sup>。

第一師団は、前年の5月に渡満したばかりで、二・二六事件で負った不名誉を広漠不毛の転地で癒しつつ、日夜訓練に励み、士気を一新して真面目に北方最前線の防衛任務に当たっていた<sup>(36)</sup>。

6月22日、関東軍は参謀長（東條英機中将）電を以て次の通り東京に報告した。

十九日「ボルショイ」島ニ「ソ」兵上陸シ採金作業中ノ満人苦力四十名ニ退去ヲ要求シ其ノ一部ハ拉致セラレ同日「センマハ」島ニ於テ「ソ」兵約二十名進入シ並ニ二十日朝満軍ノ一部（兵力十七名）「カンチャズ」北方ニ於テ「ソ」軍砲艦ト交戦ス<sup>(37)</sup>（引用者注－島名表記は原文ママ）

同時に関東軍が本来負っている国境防衛の任務上の当然の措置として、上陸ソ連国境警備兵への反撃と国境線回復のための諸準備を開始した<sup>(38)</sup>。

第一課の作戦参謀らは、たとえ軍司令部内であってもその反撃企図が漏洩しないよう一度定刻で退庁して日没後に密かに再当庁し、三階の作戦室のブラインドを締め切って、汗を拭きながら事態の研究を重ねた<sup>(39)</sup>。

6月24日、参謀本部は次長電をもって、関東軍参謀長に次のような要求を行った。

満洲国領タル事明確ナル領土ガ「ソ」兵ニ依ツテ不法占有セラル、時ハ我が将来作戦ニ及ス影響重大ナル考ヘニ付今後共機宜ノ処置ニ依リ旧態保持ニ努メラレム事ヲ要望ス<sup>(40)</sup>

この要望に応えるため、関東軍は直ちに第一師団に対して、出動の準備をさせるとともに、一部の航空部隊を極秘裏に北安飛行場に展開させて事態の急転に備えた<sup>(41)</sup>。

そして既に第一師団の実力で失地回復を図る決意を固めていた関東軍は、「武力奪回」の意見具申のため、今村均参謀副長を中央に派遣した<sup>(42)</sup>。

この関東軍の意見具申は、参謀本部作戦部を中心とした中央部に、重大な選択を迫ることになった。すなわち乾岔子島の作戦を、対ソ全面戦争を覚悟して行うか、それとも戦局を制限して行うかである。

参謀本部作戦課では、全員が対ソ戦争は避けるべきという不拡大主義を主張し、作戦課に同意した石原莞爾第一部長が、今井参謀次長に「つとめ

て戦局を拡大せしめない方法に出なければならない」と意見具申した。

6月28日、今井参謀次長は海軍の意見を求めるため、軍令部第一部長近藤信竹少将および第一課長福留繁大佐に来訪を求めた。今井参謀次長に関東軍の武力奪回の希望について意見を求められた近藤少将は、「事件拡大の意思がないならば、これを行うのは不可である」と回答した。

不拡大主義の参謀本部と意見が一致したこともあり、事態収拾に向けたその後の対処は、外交交渉を優先することで陸海軍の意見が一致した。

これを受けて同日夜、今村参謀副長から関東軍に対して、中央の方針として武力行使を中止するよう打電させた<sup>(43)</sup>。この時の電報は確認できないが、『中山少将随想日誌』によれば、次のような臨令の形だったようである。

臨令（引用者注－番号不明）

乾岔子島に対する6月28日以後の攻撃は中止すべし<sup>(44)</sup>

「機宜ノ処置ニ依リ旧態保持」の当初の要望から、急転直下の作戦中止命令を受け取った関東軍司令部内は大揉めとなった。

臨令に目を通した東條参謀長は、臨令は天皇の勅令であるという認識に基づいて、「あっさり中止したらどうか」と臨令に従う様子を見せたが、臨令は勅令ではなく参謀総長の命令であるとの周囲の反論もあり、関係書類の調査などで時間を潰していた。

また、第一師団と関係部課に対して、臨令に従って単に中止というだけでは関東軍命令にはならないという特異な理屈も存在し、今後の対応について作戦室で検討が行われた。

その結果、「軍の企図した6月28日以後の乾岔子島に対する奪還攻撃の実施は、一時これを中止し、各兵団部隊は概ね現在の態勢にあって今後の作戦を準備しつつ状況の推移を暫く見守る」とし、第一師団および隷下諸部隊に対しては「ソ軍がもし満洲国内に更に侵入する等のことある場合には、直ちにこれに対し反撃に転じ得る態勢も在らしめることを適当とする」との結論に達した<sup>(45)</sup>。

この結論は、臨令による作戦「中止」を「一時的な中止」に変換し、作戦の準備を継続するなど疑問が残る部分はあるが、自制的な態度に転換した内容にみえる。しかし、その真意は別のところにあったようである。

同日午後9時頃、綾部橘樹作戦主任と中山貞武作戦課参謀は作戦課の出した案に決裁を貰うため東條参謀長のもとを訪ねた。そして、相手を弱いと認めれば付け上がるソ連に対して、このまま泣き寝入りすることは危険だと強調しつつ、関東軍として和戦両様で事態の推移を見守り、好機を捉えて島を奪還することが、関東軍の任務遂行上必要であり、この方策が臨令と軍の実情を調整する「最後の一線」であると説明した<sup>(46)</sup>。

つまり作戦課の出した、ソ連軍がさらなる侵攻に出た場合に反撃に転じるという案は、結局のところ好機を捉えて実行する「乾岔子島奪還作戦」の継続に他ならなかったのである。

作戦課の説明を受けた東條参謀長は、特に反駁を加えることは無かったが、同意することもなく、ただ「あまり拘ってむきにならずに、あっさり中止したらどうか」と繰り返すだけであった。

東條参謀長が明言しなかったのは、作戦課が折れて自発的に案を撤回することを期待していたからであったが、両者譲らずにひたすら時間だけが経過していった。作戦課としては、軍組織の建前上、東條参謀長が「中止」を裁断するのであればそれに従うつもりであったが、懸命な研究の末に出した案を自発的に撤回するつもりはなかった<sup>(47)</sup>。

紫煙とコーヒーで強烈な香が漂う室内での東條参謀長との我慢比べは、夜明けまで続いた。ついに翌6月29日午前4時<sup>(48)</sup>になり、外が薄明るくなってきたころ東條参謀長は「では作戦課の案を採用しよう」と決定意思を表明した<sup>(49)</sup>。

東條英機は、不本意な時は斜めにサインしたり、印鑑を左手で逆に押したりする癖があったが、この時も作戦課案に斜めにサインした。その後すぐに植田謙吉軍司令官の決裁を受け、謄写印刷したものを早暁、飛行機で関係方面に伝達した<sup>(50)</sup>。

その一方で、同29日にアムール州一帯を担当していたとみられる赤軍3個狙撃師団の内1個師団が夏季野営を中止して、両島対岸地区に移動を開

始したという情報を得た石原部長は、改めて武力行使中止の意を固め、自ら関東軍司令官に対してその意を示達した<sup>(51)</sup>。

## おわりに

関東軍内で一応の方針が決まった翌日の6月30日、乾岔子島周辺でソ連砲艇3隻が明らかに満洲国の領域に侵入した上、川岸に展開していた日本軍を射撃したため日本軍が応射しソ連砲艇一隻を撃沈した。結果的に作戦を「一時中止」としていた関東軍は、好機を得て反撃することに成功した。

一方で日本政府は事態の紛糾を危惧し、直ちにモスクワの重光葵大使を通じて嚴重な抗議を申し入れた。意外にもマクシム・リトヴィノフ外務人民委員が日本の抗議を受け入れて、乾岔子島、金阿穆河島及びその周辺に集中していた兵力、艦艇等の撤収を約束しこれを実行したため乾岔子島事件は終結した<sup>(52)</sup>。

乾岔子島事件は、従来の評価では満ソ国境河川に浮かぶ中州の帰属をめぐる紛争に過ぎなかった。しかしながら、本研究においてその中州である乾岔子・金阿穆河の両島が日本・満洲国・ソ連のいずれにとっても戦略上重要な価値を有していたことが明らかになった。すなわち、いずれも将来的な日ソ開戦時のアムール川渡河作戦の要として具体的な利用価値を見出しており、特にソ連にとっては乾岔子島周辺地帯が鉄道と国境が接近する要衝となっていた。こうしたことから乾岔子島事件の評価は、戦略的要衝をめぐる満ソ国境紛争と改めるべきであろう。

「対内政策説」については、当時のソ連の報道からこれを否定したが、こうした戦略上の要衝で冒険することは、ソ連にとってあまりにもリスクが大きかったともいえ、やはり現実的な説ではないと判断できる。

関東軍については、乾岔子島事件の初期対応で中央に対して強い不満を抱きつつも、最終的にソ連砲艇を撃沈したことで溜飲を下げた。しかしながら、この出来事こそが武力行使で強気に出れば、最後はソ連が譲歩するという誤った対ソ認識の醸成につながった原因ではないだろうか。

そうであれば、乾岔子島事件は関東軍と中央との関係や、その後の対ソ国境紛争処理の態度に大きな影響を与えた極めて重要な国境紛争だったと評価できる。

- 
- (1) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備ノモンハン事件』（朝雲新聞社、1969年）（以下、『戦史叢書』と略す）332-335頁。
- (2) 笠原孝太『日ソ張鼓峯事件史』（錦正社、2015年）58-59頁。
- (3) 『戦史叢書』332頁。
- (4) 『中山少将随想日誌 乾岔子から蒙疆まで』（以下、『中山少将随想日誌』と略す）。（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵。中央・戦争指導重要国策文書・827。本史料は防研のカタログでは『中山貞武少将随想日誌 乾岔子から蒙疆まで』となっている。）
- (5) 茂森唯士『日支戦争より日ソ戦争へ』（高山書院、1937年）205頁。
- (6) 『戦史叢書』222頁。
- (7) 武藤貞一『日支事變と次にくるもの』（新潮社、1937年）213頁。
- (8) 同上、212頁。
- (9) 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」『週報』（第39号）22頁。
- (10) 同上。
- (11) ニコライ・ヤコヴレヴィチ・ライヴィド（Николай Яковлевич Райвид）（1897-1937）。1919年ロシア共産党（ボリシェヴィキ）入党、1934-1935年駐哈爾濱ソ連総領事代理。乾岔子島にソ連国境警備兵が上陸する前日の1937年6月18日に逮捕され10月28日に銃殺。
- (12) 『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号145-147（東京大学社会科学研究所所蔵）。
- (13) 同上、通し番号148。
- (14) 同上。
- (15) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C13010034800（第2画像目）、満ソ国境関係条約集 1689年～1924年（防衛省防衛研究所）。

- (16) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C13010033100（第5画像目）、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調（防衛省防衛研究所）。
- (17) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030709100（第4-5画像目）、帝国ノ対滿蒙政策関係一件（満洲事変後ニ関スルモノヲ収ム）（A-1-2-0-2）（外務省外交史料館）。
- (18) 稲葉正夫、小林龍夫、島田俊彦、角田順編『太平洋戦争への道 別巻 資料編』（朝日新聞社、1963）179頁。
- (19) 『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号150。
- (20) 同上、通し番号144-145。
- (21) 同上、通し番号145。
- (22) 茂森の論考については、茂森唯士「乾岔子島事件とその背景」『糧友』（1937年9月号）56-61頁と茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』がある。
- (23) 茂森「乾岔子島事件とその背景」『糧友』（1937年9月号）56頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207頁。
- (24) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01003024900（第5画像目）、昭和9年「陸満密綴 第17号」自昭和9年9月13日至昭和9年10月11日（防衛省防衛研究所）。外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』（巖南堂書店、1942年）385頁。
- (25) ソ連側が水路協定の破棄を通告した日付について、拙稿「乾岔子島事件に関わる条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討」『日本法学』（第87巻第2号）77頁では、当時の新聞報道を引用して1937年5月14日としたが、『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号104及び169によれば、ソ連側が同協定の破棄を満洲国側に通告したのは1937年4月30日付で、満洲国がソ連による同協定の破棄を接受したのは5月13日であった。
- (26) 嘉治隆一『東方問題論』（東宛書房、1939年）220頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207頁。
- (27) 満洲国の砲艦2隻がポヤルコワ水道を突破した日付について、拙稿「乾岔子島事件に関わ

る条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討』『日本法学』(第87巻第2号) 78-79頁では、嘉治『東方問題』220頁を引用して5月19日としたが、『島田文書』「101. 乾岔子事件記事」通し番号163によれば、ポヤルコワ水道の突破は5月31日であった。

- (28) 茂森「乾岔子島事件とその背景」『糧友』(9月号) 56-57頁。茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』207-208頁。
- (29) 平竹傳三『実地踏査 ソ連極東国境線』(櫻木書房、1941年) 115-116頁。
- (30) 稻原勝治「乾岔子島事件」『国際知識及評論』(第17巻第8号) 36-37頁。
- (31) 嘉治『東方問題論』219頁。
- (32) 『戦史叢書』335頁。
- (33) *Pravda* No. 179, July 1 1937.
- (34) 『中山少将随想日誌』。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 小林龍夫、稲葉正夫、島田俊彦、白井勝美解説『現代史資料(12) 日中戦争4』(1965年、みすず書房)(以下、『現代史資料(12) 日中戦争4』と略す) 499頁。
- (38) 『中山少将随想日誌』。
- (39) 同上。
- (40) 『現代史資料(12) 日中戦争4』499頁。
- (41) 『戦史叢書』333頁。
- (42) 今岡豊『石原莞爾の悲劇』(芙蓉書房、1981年) 200頁。
- (43) 同上、200-201頁。
- (44) 『中山少将随想日誌』。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 『中山少将随想日誌』では「28日の午前4時になってしまい」と記述されているが、この翌日にソ連砲艇撃沈(6月30日の出来事)の緊急電報が入ったと記しているため、「29日の午前4時」に修正の上引用。他にも中山は同史料では、6月29日の出来事としてソ連砲艇撃沈の様子を記述しており、6月28日以降の日付が1日ずれていると思われる。

(49) 『中山少将随想日誌』。

(50) 同上。

(51) 今岡『石原莞爾の悲劇』201頁。

(52) 『戦史叢書』335頁。

**【謝辞】** 本研究はJSPS科研費JP21K01376の助成を受けたものです。